

第 6 期 安曇野市 障害福祉計画
第 2 期 安曇野市 障害児福祉計画
安曇野市 成年後見制度利用促進基本計画

(令和3年度～令和5年度)

「一人ひとりが輝き、心豊かに安心して
暮らせる共生のまち 安曇野市」



令和3年3月

目 次

第1章 基本的な視点	- 1 -
第1項 計画の位置付け	- 1 -
第2項 計画の期間	- 1 -
第3項 趣旨	- 2 -
第4項 基本的な視点	- 2 -
(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援	- 2 -
(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な 障害福祉サービスの実施	- 2 -
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援 等の課題に対応したサービス提供体制の整備	- 3 -
(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み	- 3 -
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援	- 3 -
第5項 計画の達成状況の点検及び評価	- 4 -
第2章 障害福祉・障害児福祉サービス等の成果目標	- 5 -
第1項 「福祉施設入所者の地域生活への移行」成果目標1	- 5 -
第2項 「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」 成果目標2	- 6 -
第3項 「地域生活支援拠点等の整備」成果目標3	- 7 -
第4項 「福祉就労から一般就労への移行等」成果目標4	- 7 -
第5項 「障害児支援の提供体制の整備」成果目標5	- 9 -
第6項 「相談支援体制の強化」成果目標6	- 9 -
第7項 「障がい福祉サービス等の質の向上への取り組み」成果目標7	- 9 -
第3章 障害福祉・障害児福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み	- 10 -
第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス	- 10 -
(1) 訪問系サービス	- 10 -
(2) 日中活動系サービス	- 12 -
(3) 施設系サービス	- 17 -
(4) 相談支援	- 19 -
(5) 障害児支援サービス	- 21 -
(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握 及びその提供体制の整備	- 24 -
第2項 地域生活支援事業	- 25 -
(1) 理解促進研修・啓発事業	- 25 -
(2) 自発的活動支援事業	- 25 -

(3) 相談支援事業.....	-26-
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	-27-
(5) 成年後見制度法人後見支.....	-28-
(6) 意思疎通支援事業.....	-28-
(7) 日常生活用具給付等.....	-29-
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	-30-
(9) 移動支援事業.....	-31-
(10) 地域活動支援センター機能強化事業.....	-31-
(11) その他の事業.....	-32-
第4章 円滑な推進のために.....	-35-
(1) 適正な障害支援区分認定調査及びサービス支給決定.....	-35-
(2) 利用者負担の軽減制度の周知.....	-35-
(3) 人材の育成・確保及びサービスの質の向上.....	-35-
(4) ひきこもり状態の方への支援の提供.....	-35-
第5章 成年後見制度利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）【障がい分野】	-36-
(1) 成年後見制度利用促進基本計画とは.....	-36-
(2) 成年後見制度の種類.....	-36-
(3) 成年後見制度が必要となる背景.....	-36-
(4) 現状と課題.....	-37-
(5) 施策の方向性.....	-37-
(6) 主な取り組みの見込み.....	-39-
～資料編～	
用語説明.....	-40-

第1章 基本的な視点

第1項 計画の位置付け

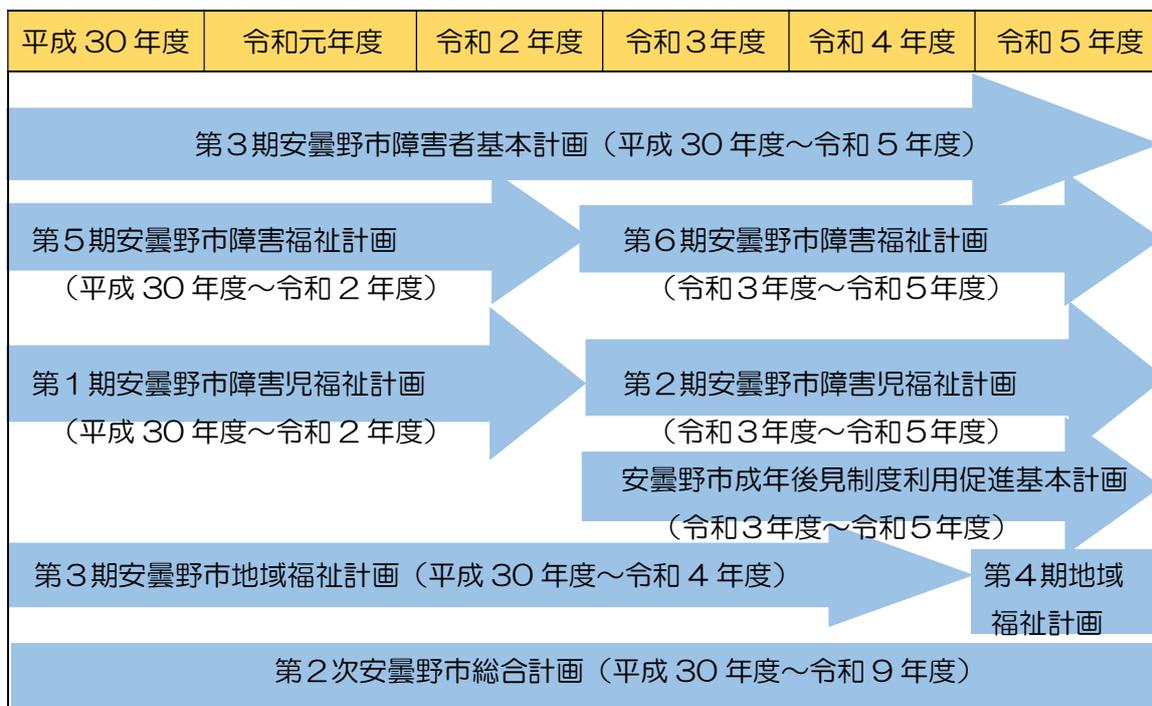
「障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、3年を1期としての策定が義務付けられています。国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、サービスの種類ごとの必要となる提供量等の見込み（活動指標）などを含む市の具体的な施策に関する計画です。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉計画と一体のものとして策定します。国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る数値目標（成果目標）、各年度における指定障害児通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み（活動指標）などを計画に盛り込みます。

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき国の基本計画を勘案し策定します。市における成年後見制度利用促進に係る基本的な方向性や具体的な施策に関する計画です。

第2項 計画の期間

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画及び成年後見制度利用促進基本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



第3項 趣旨

平成18年4月に施行された障害者自立支援法第88条第1項において「障害福祉計画」策定が義務付けられ、平成19年度を起点に6年を1期として障害者基本計画、3年を1期として障害福祉計画を策定し、平成30年度からは第5期障害福祉計画に基づく施策を実施してきました。

平成30年4月に施行された改正障害者総合支援法では、障がい者の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等の改正が行われ、共生社会の実現に向けた取り組みが推進されています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、このような障害者施策の動向や第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況及び障害福祉サービスの実績を踏まえ、地域において必要な「障害福祉・障害児福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」の各サービスが提供されるよう、令和5年度を目標としたサービス見込量や提供体制の確保、その方策を定めるものです。

成年後見については、国は平成28年5月に「成年後見の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

これを受け、市の成年後見制度利用促進基本計画は、地域ネットワークの整備や適切な運営のための中核機関の設置等、成年後見制度の利用を促進するための方策や取り組みを定めるものです。

第4項 基本的な視点

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる5つの基本的な視点から計画の推進を図ります。

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援するとともに、必要とするサービスその他の支援を提供し、自立と社会参加の実現を図ります。

(2) 市を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

市が中心的な実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等の障がい種別によらない一元的なサービスを提供します。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等に対応したサービスを提供するとともに、共生型サービスの提供も視野に入れながら地域全体で生活を支える体制をつくります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

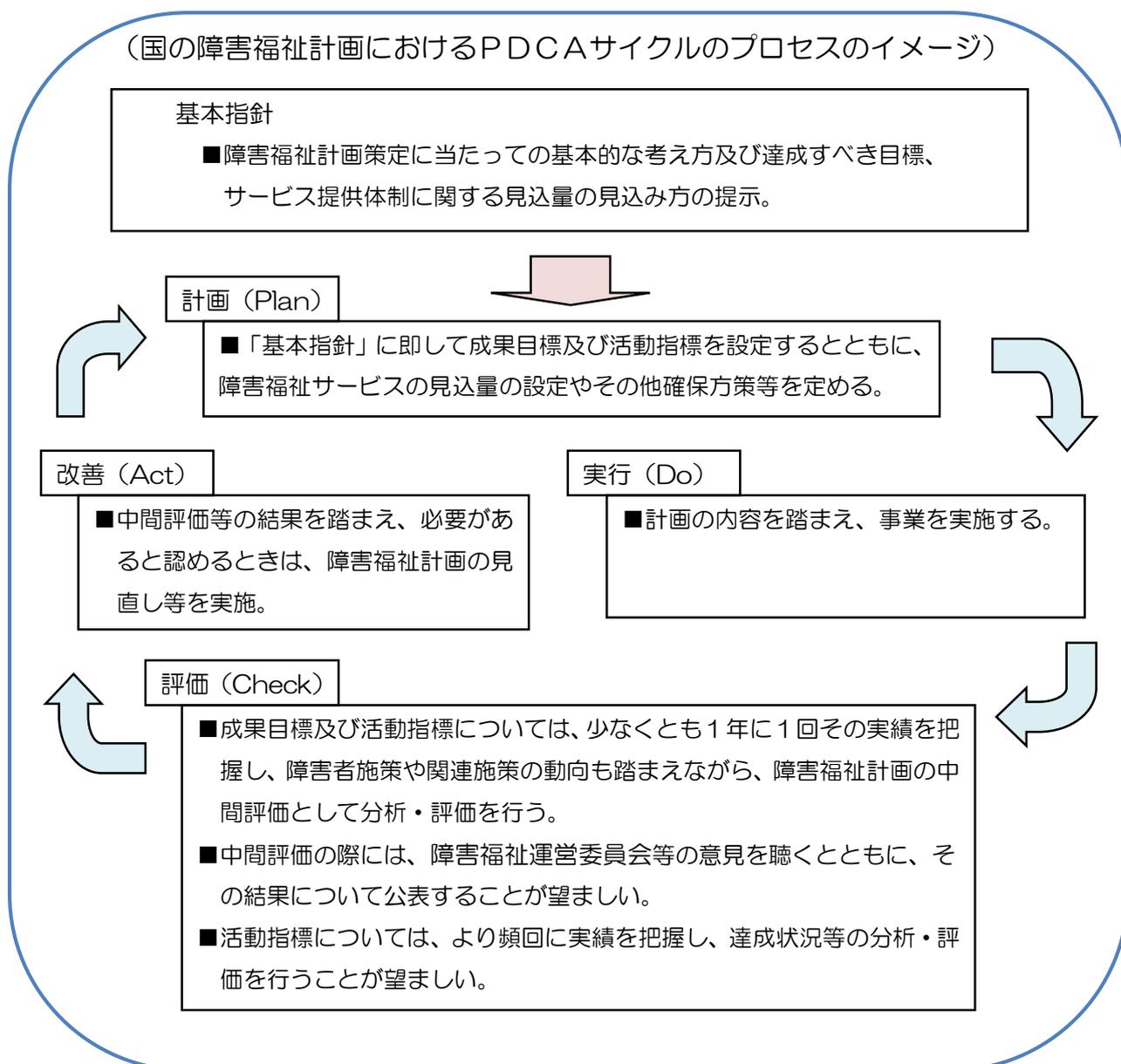
障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制をつくとともに、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加を推進します。

第5項 計画の達成状況の点検及び評価

国の基本指針により、成果目標・活動指標について、毎年度、実績の把握と中間評価としての分析・評価を実施します。

中間評価については、「安曇野市障害福祉運営委員会」において評価します。

(国の障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



第2章 障害福祉・障害児福祉サービス等の成果目標

成果目標とは、障害福祉・障害児福祉サービス等の提供体制確保の一環として、国の基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するものです。

第1項 「施設入所者の地域生活への移行」成果目標1

入所施設等からグループホームや一般住居等へ移行する「施設入所者の地域生活への移行」については、国は（１）「地域生活への移行者数」を令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する、（２）「施設入所者の削減数」を令和元年度末時点から1.6%以上とするとの目標を掲げています。

市では現状を踏まえ、令和元年度末の施設入所者83人から令和5年度末までの間において「地域生活への移行者数」を5人（6.0%）、「施設入所者の削減数」を4人（4.8%）と設定します。

※基本となる数値

令和元年度末の施設入所者数
83 人

(1) 地域生活への移行者数

令和元年度(実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
0 人	1 人	1 人	2 人

(2) 施設入所者の削減数

令和元年度(実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
8 人	1 人	1 人	1 人

第2項 「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

成果目標2

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、行政などが重層的な連携による支援体制により、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム構築することが必要です。

本市には、「安曇野市精神障害者社会復帰施設等連絡会」があり、保健・医療・福祉関係者が参集し、情報の共有、ケース検討、地域の共通課題の認識と解決策の検討を年1回程度開催しています。引き続き、多職種で本市に活用できる効果的・効率的支援体制を継続していきます。

また、松本障害保健福祉圏域（以下「松本圏域」という。）でも、自立支援協議会（※）地域移行部会等を活用し、精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業者、市村等との連携による支援体制を構築しています。

※ 自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う「自立支援協議会」を、長野県では10圏域ごとに設置しています。

本市は、松本圏域自立支援協議会に所属し、他の行政機関、障害福祉サービス事業所、相談機関等と連携をとり協議会の運営、専門部会への職員の参加等を実施します。

自立支援協議会の主な機能と構成

主な機能	<ul style="list-style-type: none">・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整・ 障害福祉計画に関する事項・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議 など
構成	<ul style="list-style-type: none">○行政○障がい者・当事者団体○障害福祉サービス事業者○保健・医療関係機関○教育関係機関○雇用関係機関 など

第3項 「地域生活支援拠点等の整備」 成果目標3

国の基本指針では、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、ひとり暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域体制づくりを行う機能が求められています。障がい者等の重度化、高齢化や「親なき後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があるとされています。

本市を含む松本圏域では、令和2年4月に松本障害福祉圏域地域生活支援拠点等整備事業を立ち上げ、面的整備（※）を推進するための地域づくりを実施しており、一層の周知を図ります。

※ 面的整備

地域生活支援の拠点にすべてを集約して整備するのではなく、地域の複数の事業所等が分担して機能を担う整備

地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
地域生活支援拠点等の数 (か所)	1	1	1
運用状況の検証及び検討 の回数(回/年)	6	6	6

第4項 「福祉施設から一般就労への移行」 成果目標4

国は令和5年度末における目標を(1)「福祉施設から一般就労への移行」については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍(就労移行支援事業は1.3倍以上、就労継続A型は1.26倍以上、就労継続B型は1.23倍以上)になること、(2)就労移行支援等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援を利用する割合が7割以上となる

こと、(3) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上となることを目標として設定しています。

本市では、令和5年度の「福祉施設から一般就労への移行」の目標を22人（令和元年度の1.38倍）、就労定着支援の利用者の割合の目標は、令和元年度の実績が31%であることから、68%と設定します。

(1) 福祉施設(※)から一般就労(※)への移行者数

項目	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
① 就労移行支援から	5人	6人	6人	7人
② 就労継続支援A型から	1人	0人	1人	2人
③ 就労継続支援B型から	9人	10人	11人	12人
④ 生活介護・自立訓練から	1人	0人	0人	1人

(2) 福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者

項目	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
福祉就労から一般就労への移行者数	16人	16人	18人	22人
就労定着支援の利用者数	5人	9人	11人	15人
就労定着支援の利用者の割合	31%	56%	61%	68%

(※) 福祉施設：就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（機能訓練）
・自立訓練（生活訓練）の各障害福祉サービス

(※) 一般就労：企業等に就職（パート就労等を含む）、在宅就労、自ら起業
[就労継続支援A型及び福祉工場の利用は含めない]

第5項 「障害児支援の提供体制の整備」 成果目標5

障がい児の健やかな育成のための支援を行うに当たっては、障がい児及びその家族のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図る必要があります。

松本圏域においては、中核的な支援施設として児童発達支援センターが松本市に設置されており、本市においても、市内事業者による児童発達支援センターの設置を目指します。

保育所等訪問支援についても充実を図り、重症心身障がい児の支援については受け入れる事業所を確保し、家庭等の負担を軽減します。

また、保健・医療・保育・教育・就労支援等にまたがる支援の調整や、協議の場で地域の課題の整理等の役割を担うコーディネーターを松本圏域で配置し、医療的ケア児等への支援体制の充実を図ります。

第6項 「相談支援体制の強化」 成果目標6

地域の相談支援体制として、松本市、塩尻市、山形村、朝日村、麻績村、生坂村、筑北村、安曇野市の3市5村で構成する松本圏域では、総合相談支援センター3か所に加え、令和2年4月からは基幹相談支援センターを設置し、個別相談や圏域の相談体制の強化を行っています。

松本圏域の各市村と協力し、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みとともに、基幹相談支援センターの機能強化を図ります。

第7項 「障害福祉サービス等の質の向上への取り組み」

成果目標7

障害福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して真に必要なサービスを提供することが求められています。

担当する職員が、県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修会へ参加し、自立に向けた必要な支援決定を行うとともに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制構築について検討します。

第3章 障害福祉・障害児福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み

活動指標とは、都道府県・市町村において、国の基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉・障害児福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するものです。

第1項 自立支援給付及び障害児通所支援サービス

(1) 訪問系サービス

在宅で安心して日常生活が送れるよう、介護などの訪問系サービスを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①居宅介護	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行います。	障害支援区分1以上
②重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介助や外出時の移動の支援などを総合的に行います。	障害支援区分4以上で重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方 知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方
③同行援護	ヘルパー等が外出時に同行して移動の支援を行います。	重度の視覚障がいにより移動が困難な方
④行動援護	障がいのある人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行います。	障害支援区分3以上で知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方

⑤重度障害者等 包括支援	常に介護を要する程度が高い人に居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	障害支援区分6でいずれかに該当する方 ①四肢すべてに麻痺等があり寝たきり状態の障がい者で ・ALS患者など、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ②強度行動障がいのある重度・最重度の知的障がい者
-----------------	--	---

【サービス見込量】

訪問系サービスについては、毎年度利用実績はゆるやかに伸びています。重度訪問介護利用者を令和3年度から1人、重度障害者等包括支援利用者を令和5年度から1人と見込みます。

今後は、従来の利用者に加え、養護学校卒業者、退院精神障がい者、施設から在宅への移行者、中途障がい者などの新規利用者を想定し、令和5年度には、2,235時間/月（122人）の利用を見込みます。

訪問系サービス

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
居宅介護	利用時間(時間)	1,189	1,207	1,229	1,238
	利用者数(人)	94	95	96	96
重度訪問介護	利用時間(時間)	0	120	120	240
	利用者数(人)	0	1	1	2
同行援護	利用時間(時間)	63	60	58	57
	利用者数(人)	8	8	8	8
行動援護	利用時間(時間)	141	141	150	150
	利用者数(人)	14	14	15	15
重度障害者等包括支援	利用時間(時間)	0	0	0	550
	利用者数(人)	0	0	0	1
訪問系サービス合計	利用時間(時間)	1,393	1,528	1,557	2,235
	利用者数(人)	116	118	120	122

【提供体制の確保】

それぞれの利用者、ニーズに対応できるよう、障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成できる環境づくりに努めます。

また、利用者数の増加が見込まれることから、県などと連携しながら、民間事業者の参入及び事業拡大を促進し、利用者の需要に応じた供給体制の充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス

希望する障がい者を対象に、施設などでの日中活動サービスを提供します。また、身体機能等の維持、向上等に向けた支援、一般就労への移行と職場定着のための就労訓練等サービスを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、障害者支援施設等で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。	常に介護を必要とする障がい者で ①49 歳以下で、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50 歳以上で、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）
②自立訓練	<機能訓練> 地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ②盲・ろう・養護学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

	<p><生活訓練></p> <p>地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。</p>	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p> <p>②特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方</p>
③療養介護	<p>病院等への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。</p>	<p>医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とし</p> <p>①ALS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方</p> <p>②筋ジストロフィー患者や重症心身障がい者で、障害支援区分5以上の方</p>
④短期入所	<p><福祉型><医療型></p> <p>障害者支援施設やその他の施設で、短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>	<p>居家で介護を行う人が一時的に介護ができなくなり、障害者支援施設等への短期間の入所が必要となった障がいのある方</p>
⑤就労移行支援	<p>事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。</p>	<p>一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の方</p>
⑥就労継続支援	<p><A型></p> <p>通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p><A型></p> <p>①就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③就労経験のある、現在雇用されていない方</p>

	<p><B型> 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。</p>	<p><B型> ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった方 ③50歳に達した就労経験のない方 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された方</p>
⑦就労定着支援	<p>企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等を行います。</p>	<p>就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方</p>

① 生活介護

【サービス見込量】

今後、養護学校卒業者や中途障がい者等の新規利用が想定されることから、令和5年度には、3,541人日/月(※)(194人)の利用を見込んでいます。

(※) 人日/月：利用人数×利用日数/月

種類	見込むもの	月あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
生活介護	利用日数(人日)	3,450	3,468	3,504	3,541
	利用者数(人)	189	190	192	194

② 自立訓練

【サービス見込量】

機能訓練については、現在の施設利用者の継続利用を見込むとともに、中途障がい者の方の新規利用を想定し、令和5年度には33人日/月(3人)の利用を見込みます。

生活訓練については、現在の施設利用者の継続利用を見込むとともに、事業所の減少による利用者の減少を想定し、令和5年度には、139人日/月（8人）の利用を見込みます。

		月あたり数			
種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
自立訓練(機能訓練)	利用日数(人日)	24	22	30	33
	利用者数(人)	2	2	3	3
自立訓練(生活訓練)	利用日数(人日)	153	145	142	139
	利用者数(人)	13	10	9	8

③療養介護

【サービス見込量】

これまでの利用実績に加え、医療的ケアの必要な重度障がい者の新規利用を想定し、令和5年度には月あたり17人の利用を見込んでいます。

		月あたり数			
種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
療養介護	利用者数(人)	16	16	17	17

④短期入所

【サービス見込量】

安定した在宅生活を送るために、定期的な利用や緊急時の利用等のニーズがあります。これまでの利用実績等を踏まえ、令和5年度には、福祉型を206人日/月（45人）、医療型は36人日/月（4人）の利用を見込んでいます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
短期入所(福祉型)	利用日数(人日)	200	202	204	206
	利用者数(人)	31	36	41	45
短期入所(医療型)	利用日数(人日)	23	31	34	36
	利用者数(人)	3	4	4	4

⑤就労移行支援

【サービス見込量】

現在の施設利用者や一般就労を希望する養護学校卒業者等の新規利用を見込み、令和5年度には、303人日/月(19人)と想定しています。

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
就労移行支援	利用日数(人日)	236	271	287	303
	利用者数(人)	15	17	18	19

⑥就労継続支援

【サービス見込量】

就労継続支援については、日中活動や就労、生産活動の場としてニーズの高さが継続しています。

A型については、現在市内では1事業所にて実施されていることから、令和5年度は331人日/月(18人)の利用が見込まれます。

B型については、養護学校卒業者や退院精神障がい者等の新規利用の増加が見込まれるため、令和5年度は5,009人日/月(319人)を設定しています。

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
就労継続支援(A型)	利用日数(人日)	223	288	310	331
	利用者数(人)	13	16	17	18
就労継続支援(B型)	利用日数(人日)	4,632	4,756	4,867	5,009
	利用者数(人)	292	301	310	319

⑦就労定着支援

【サービス見込量】

就労定着支援は福祉施設から移行した後の一般就労を継続する支援として、今後ニーズが高まると考えられます。令和元年度の実績を踏まえ、令和5年度は15人と設定しています。

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
就労定着支援	利用者数(人)	5	9	11	15

【提供体制の確保】

利用者が主体的に日中活動の場を選択できる環境づくりを促進するため、広域的な連携のもと、サービス提供事業者の確保に努めます。

また、就労系福祉サービス利用に係るアセスメント実施体制の整備に努めます。

(3) 施設系サービス

自立を目指す障がい者が安心して暮らせる居住の場を確保するとともに、住居における相談や日常生活上の援助、介護などを提供します。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
① 自立生活援助	ひとり暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者でひとり暮らしを希望する方
② 共同生活援助	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上必要な援助を行います。	日中の就労または就労継続支援等のサービスを利用している方で、地域生活を営む住居において、日常生活上の相談、介護等のサービスが必要な方
③ 施設入所支援	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。(自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。)	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方(50歳以上の場合は区分3以上) ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方

①自立生活援助

【サービス見込量】

平成30年4月から始まった新規事業です。令和元年度までに利用実績はありませんが、地域生活への移行者数によっては必要になると見込まれます。

種類	見込むもの	月あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0

②共同生活援助

【サービス見込量】

現在の利用者に加え、施設からの移行者や退院精神障がい者等の地域での生活の場として、今後も利用増加が想定されます。令和5年度には118人の利用を見込んでいます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
共同生活援助	利用者数(人)	103	108	113	118

③施設入所支援

【サービス見込量】

第5期では、平成29年の福祉施設入所者数94人から令和元年度には11.7%減の83人となりました。

今後も、地域への移行を推進するとともに新規の施設入所者を勘案し、令和5年度には、国の目標の1.6%以上削減を踏まえ79人の利用を設定します。

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
施設入所支援	利用者数(人)	83	81	80	79

【提供体制の確保】

必要な方が利用できるよう生活の場の確保に努めます。

また、施設入所から地域への移行を希望する方のニーズの把握に努めながら、生活の場としての共同生活援助（グループホーム）等の充実を図ります。

(4) 相談支援

障がい者等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

市では、障がい者の状態や希望を勘案し、連続性と一貫性を持った障害福祉サービスが提供されるよう総合的な調整を行います。

また、定期的に安曇野地域ケアマネジメント連絡会を開催し、事例検討、情報交換等により相談支援専門員の資質向上、市と総合相談支援センターによる相談支援専門員への専門的な助言などを行います。

現時点では、障害福祉サービスを利用する全ての障がい者に相談支援専門員が配置さ

れ、支給決定前にプランが作成されていますが、今後サービス利用を希望する障がい者に早期に計画相談支援が導入できるよう、指定特定相談支援事業者等の整備を進めます。

併せて、入所施設や医療機関から地域への移行に伴う地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用が促進されるよう関係機関と連携していきます。

なお、これらの取り組みを効果的に進めるため、松本圏域において基幹相談支援センターを中心とした体制の構築を行っていきます。

サービス名	サービス内容	主な対象者 障害支援区分
①計画相談支援	<p>障がいのある人の心身状況、環境等を勘察し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス利用計画の作成等を行います。</p> <p>また、一定期間ごとの検証と計画の見直し、変更を行います。</p>	<p>障害福祉サービスまたは地域相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がいのある方</p>
②地域移行支援	<p>地域移行するにあたり住宅の確保をはじめ、地域で生活するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>	<p>①障害者支援施設、療養介護を行う病院に入所している障がいのある方</p> <p>②精神科病院に入院している精神障がいのある方</p> <p>③救護施設または更生施設に入所している障がいのある方</p> <p>④刑事施設、少年院に収容されている障がいのある方</p> <p>⑤更生保護施設に入所しているまたは自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある方</p>

③地域定着支援	地域生活が不安定な障がい者に常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。	緊急時の支援が見込めない状況にある障がいのある方で以下のいずれかに該当する方 ①ひとり暮らし ②家族の状況等により、同居している家族による支援を受けられない方
---------	--	---

【サービス見込量】

障害福祉サービスを利用するすべての障がい者に対して、サービス等利用計画の作成が必須であり、令和5年度では、月あたり235人の計画作成を見込んでいます。

また、地域におけるひとり暮らし等の障がい者数を勘案し、令和5年度には、月あたりの利用について地域移行支援を1人、地域定着支援を2人と設定します。

		月あたり数			
種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数(人)	174	195	215	235
地域移行支援	利用者数(人)	1	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人)	2	2	2	2

【提供体制の確保】

令和2年度から、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターが設置され、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。

サービスの適切な利用支援や各種ニーズに対応できる相談支援体制強化のため、基幹相談支援センター等と連携し、相談支援専門員の人材育成支援や指定特定相談支援事業所の充実を図ります。

(5) 障害児支援サービス

平成30年度から居宅訪問型児童発達支援が追加された児童発達支援、放課後等デイ

サービス、保育所等訪問支援の各サービスについて、障害児通所支援事業所は増加しています。

本市では、医療的ケア児を含むすべての障がい児が必要な療育が受けられるよう、乳幼児健康診査や保育所巡回相談等、他機関、他部署と連携します。

また、子ども発達支援相談室を中心に切れ目のない一貫した支援に努めるとともに、市内事業者による児童発達支援センターの設置を目指します。

サービス名	サービス内容	主な対象児
①児童発達支援	発達に心配のある就学前のお子さんに対して、生活習慣・運動・ことば・対人関係などの発達を促す働きかけを行います。また、ご家族がお子さんの特性を知り、よき理解者となれるよう支援を行います。	療育を行う必要があると認められる就学前の障がい児 ※1
②放課後等デイサービス	発達に心配のある学齢児に対して、放課後や長期休業中の活動を提供し、生活習慣や社会性などの発達を促す働きかけを行います。	学校等に就学しており、授業終了後等支援が必要な障がい児 ※1
③保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障がいのあるお子さんに対して、専門スタッフが保育園等に訪問し、集団生活に適應するための支援や、訪問先の保育所等のスタッフに対して支援方法の助言等を行います。	保育所や児童が集団生活を営む施設に通う障がい児 ※1
④居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障がい児 ※1

※1 障がい児：身体に障がいのある児童、知的に障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児含む）。手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

【サービス見込量】

これまでの利用状況と総合的な支援体制の構築による新たな利用を見込みます。

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	利用日数(人日)	301	421	430	466
	利用児童数(人)	43	60	66	73
医療型児童発達支援	利用日数(人日)	0	0	0	0
	利用児童数(人)	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用日数(人日)	1,329	1,485	1,539	1,620
	利用児童数(人)	143	165	171	180
保育所等訪問支援	利用日数(人日)	11	15	25	30
	利用児童数(人)	10	15	25	30
居宅訪問型児童発達支援	利用日数(人日)	6	9	12	15
	利用児童数(人)	2	3	4	5
福祉型障害児入所支援	利用児童数(人)	0	0	0	1
医療型障害児入所支援	利用児童数(人)	4	2	2	3
障害児相談支援	利用児童数(人)	74	90	95	101
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター※ 2	配置人数	0	1	1	1

※2 コーディネーター：このコーディネーターは医療的ケア児が必要とする多分野の支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、地域づくりをする者。松本圏域で一人配置を検討。

【提供体制の確保】

学校及び認定こども園等の利用状況を踏まえ、障害児通所支援等の専門的な支援の量と質の確保、医療的ケア児を含む障がい児の障がい種別や年齢等へのニーズに応じて、身近な場所でサービスが提供できるように、障がい児通所支援事業所連絡会を開催し地域における支援体制の整備に努めます。

(6) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備

障害児通所支援の体制整備に当たっては、認定こども園や保育所、放課後等児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の子育て支援施策との緊密な連携を図ることが必要です。

年あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数	145	185	185	185

月あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
保育所(推計値)	利用障がい 児童数(人)	8	10	11	12
認定こども園	利用障がい 児童数(人)	175	210	230	250
放課後等児童健全育成事業(児童クラブ等)	利用障がい 児童数(人)	32	62	80	82

【提供体制の確保】

子ども・子育て支援事業計画と整合性を図り、子ども発達支援相談室を中心に、それぞれの子育て支援担当部局と連携していきます。

第2項 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者がその人にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施するものです。

市町村地域生活支援事業では、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、手話奉仕員養成研修事業等 10 事業が必須事業となっています。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がい者等の理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発などを行い、共生社会の実現を図ることを目的とした事業です。

【サービス見込量】

本市では、12月3日から9日までの「障害者週間」にちなみ、障がいのある人の福祉について関心を深めていただき、障がいのある人が社会、経済、文化など、さまざまな分野で積極的に活動できることを目的として研修会、講演会等を実施します。

種類	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
理解促進研修・啓発事業	パラスポーツ フェスタ開催	障がい者等 講演会	市民向け教 室・講座等	あいサポー ター研修

【提供体制の確保】

障がいの正しい理解を深めるため、研修会や講演会を実施します。また、周知・広報等により、多くの市民参加の促進に努めます。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援し、共

生社会の実現を図ります。

【サービス見込量】

障がい福祉団体等による社会復帰活動支援、ピアサポート活動、就労体験をサポートするボランティア活動、防災活動等の実施を支援します。

【提供体制の確保】

障がいや障がい者に関する周知を行うとともに、障がい者等の自発的な活動の促進を支援します。

(3) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他障害福祉サービスの利用支援等、地域生活に必要な相談支援を行います。

【サービス見込量】

本市では、障がい福祉全般の相談に応じて必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う相談支援について、市福祉課障がい福祉担当と子ども発達支援相談室の2か所で実施します。

この他、一般相談の機関として、松本圏域障害者総合相談支援センター「あるぷ」に相談業務を委託します。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
障害者相談支援事業	実施見込み か所数 (か所)	3	3	3	3

②市町村相談支援機能強化事業

松本圏域3市5村が共同で設置した基幹相談支援センターでは、相談支援体制の強化を図るため、専門的職員を松本圏域内の障害者総合相談支援センター等へ配置し、市

町村相談支援機能強化事業を実施しています。

② 住宅入居等支援事業

松本圏域では、知的障がい者または精神障がい者で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な人に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言等を行います。

【提供体制の確保】

相談窓口の情報提供や個別支援等の充実を図ります。

また、関係機関との連携を強めながら、一人ひとりの状況に応じた総合的できめ細かな対応がとれる体制づくりに努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な知的障がい者、精神障がい者で、経費等の支援が必要な状態にある場合には、成年後見制度利用支援事業を活用して障がい者が希望する自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

【サービス見込量】

成年後見支援センターの機能を活かし、制度の啓発・PR活動を推進し、成年後見制度の利用拡大に努め、各年度1人ずつの利用を見込みます。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業	実利用 見込み者数 (人)	0	1	1	1

【提供体制の確保】

事業の周知・広報を行い、適切な利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的としています。

【サービス見込量】

松本市社会福祉協議会に設置・運営している「成年後見支援センターかけはし」は広域事業として、本市の他、松本市、麻績村、生坂村、山形村、筑北村、朝日村がともに参加し、事業を実施しています。

【提供体制の確保】

成年後見支援センター等と連携しながら、事業の活用が進むよう周知・広報に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

本市では、聴覚障がい者等の社会参加と意思疎通が円滑にできるよう、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」を実施します。

【サービス見込量】

聴覚・音声機能・言語機能に障がいがあり、意思疎通を図ることに支障がある人を対象としています。聴覚障がい者等数を勘案し、令和5年度には275件(23人)の利用を見込んでいます。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用 見込み件数 (件)	269	275	275	275
	実利用者 見込み者数 (人)	23	23	23	23

【提供体制の確保】

手話通訳者や要約筆記者等、意思疎通支援事業の担い手となる人材の確保・養成に努め、利用者の需要に応じた体制づくりに努めます。

(7) 日常生活用具給付等

障がいのある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつなど、障がいのある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
住宅改修費	障がいのある人の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【サービス見込量】

これまでの利用実績は、若干の増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。利用実績と新規利用者等を勘案し、それぞれの利用を見込んでいます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	給付等見込み 件数(件)	5	7	7	7
自立生活支援用具	給付等見込み 件数(件)	16	15	15	15
在宅療養等支援用具	給付等見込み 件数(件)	25	25	25	25
情報・意思疎通支援用具	給付等見込み 件数(件)	88	90	90	90
排泄管理支援用具	給付等見込み 件数(件)	2,146	2,145	2,145	2,145
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込み 件数(件)	3	3	3	3

【提供体制の確保】

これまでの給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障がいの種類及び程度に応じた適切な給付に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の円滑な実施を図るため、事業を担う人材の養成を推進する目的において必須事業として位置付けられており、本市では手話で日常会話を行うことができる程度の手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成します。

【サービス見込量】

これまでの養成実績を勘案し、令和5年度には15人の修了者を見込みます。

年あたり数

種類	見込むもの	令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み 者数(人)	15	15	20	15

【提供体制の確保】

より多くの受講者を確保するため、関係機関等と連携し周知・広報に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外における移動が困難な障がいのある人を対象に、ヘルパーによる付き添い介助を行い、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。

【サービス見込量】

これまでの利用状況と新たな利用者を勘案し、令和5年度には、4,100 時間（80 人）の利用を想定しています。居宅介護事業者等に委託することにより 20 か所で実施します。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
移動支援事業	事業所数 (か所)	19	20	20	20
	実利用見込み 者数(人)	78	80	80	80
	延べ利用 見込み時間数 (時間)	4,041	4,100	4,100	4,100

【提供体制の確保】

居宅介護支援事業者等に委託し、ヘルパーの確保を図りながら、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めます。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

地域で生活する障がいのある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供する基礎的事業を実施します。

また、基礎的事業に加え、地域活動支援センターをⅠ型からⅢ型に類型し、さらなる機能強化を図ります。(機能強化事業)

地域活動支援センター事業（機能強化事業）の類型と実施事業

類型	主な事業内容
I 型	専門職員を配置し、地域の社会基盤との連携強化を図りつつ、障がい理解に向けた啓発事業等を実施します。また、相談支援事業をあわせて実施します。
II 型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練や入浴等のサービスを実施します。
III 型	安心して過ごせる身近な場所を提供し、余暇活動や生産活動、地域との交流を実施します。

【サービス見込量】

現在実施しているIII型事業所4か所について、令和5年度まで継続し、うち3か所について機能強化事業を実施します。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
市設置	事業所数(か所) (うち機能強化実施 事業所)	4 (3)	4 (3)	4 (3)	4 (3)
	利用者数(人)	60	60	60	60

【提供体制の確保】

創作的活動や生産活動、地域住民との交流など利用者の状況に応じた事業を行うため、一定以上のサービス水準を確保できる事業所等へ委託し、提供体制の確保に努めます。

(11) その他の事業 【任意事業】

①訪問入浴サービス事業

家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、訪問入浴車で居

宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

【サービス見込量】

当事業でなければ入浴できない身体障害者手帳所持者（介護保険制度による訪問入浴介護を受けることができる人を除く）を対象とし、令和5年度では10人の利用を見込みます。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
訪問入浴サービス	実利用 見込み者数 (人)	12	10	10	10

②日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

【サービス見込量】

これまでの利用実績を勘案し、令和5年度は月あたり2,800回、年間実利用者数83人を見込みます。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
日中一時支援事業	実施か所数 (か所)	27	27	27	27
	実利用見込み 者数 (人)	86	85	85	83
	ひと月当たり 延べ利用見込 み回数(回)	2,936	2,900	2,900	2,800

③社会参加支援事業

スポーツ・文化活動等の開催を通じて、障がいのある人の社会参加を促進します。

【サービス見込量】

障がい者団体等の活動状況等を勘案し、実施団体数を下記のとおり見込みます。

種類	見込むもの	年あたり数			
		令和元年度 (実績)	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)
レクリエーション活動等支援	実施見込み 団体数 (団体)	2	2	2	2
芸術文化活動振興	実施見込み 団体数 (団体)	2	2	2	2

【提供体制の確保】

今後も事業者への適切な委託により、サービスの提供体制の確保に努めます。

第4章 円滑な推進のために

(1) 適正な障害支援区分認定調査及びサービス支給決定

必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員などの知識・技術の向上を図りつつ、障がいの状態や程度、支援の手間等を適正に把握し、正確・公平な調査と、障がい者のニーズに応じた支給決定に努めます。

(2) 利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の軽減制度について、障がい者やその家族などへの周知に努めていきます。また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、広域的な調整のもと、低所得者への配慮した運用を継続して図っていきます。

(3) 人材の育成・確保及びサービスの質の向上

県や近隣自治体、関係機関等との連携を通じて、計画を推進していくうえで不可欠な専門従事者の計画的養成と確保に努めます。

また、サービスの質の向上に向け、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障がいのある人にかかわる専門従事者の専門性の向上を図ります。

また、苦情処理体制の周知を進めるとともに、困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

(4) ひきこもり状態の方への支援の提供

いわゆる「ひきこもり」状態の方は市内に800人以上と推計されておりますが、外部支援を受けているのはその一部にとどまっています。

ひきこもりは家族支援が限界となってから表面化することが多く、早期からの支援に繋げるため相談窓口の周知を図るとともに、家族交流の推進、相談体制の充実、居場所づくり支援を進めます。

また、ひきこもり状態となるきっかけには、精神障がいや知的障がいに由来するものもあり、円滑に福祉サービスが利用できるよう切れ目ない支援の提供に努めます。

第5章 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）【障がい分野】

（1）成年後見制度利用促進基本計画とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でなく、ご自身一人では財産の管理や契約等を行うことが難しい方が、自分らしく安心して暮らせるように、後見人等が本人に代わって財産管理や契約行為等を行うことで本人の権利を保護し、暮らしを支援していく制度です。

国はこの成年後見制度が、判断能力の低下した方を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことをふまえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「利用促進法」という）を施行しました。

そして平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という）を閣議決定しています。利用促進法第14条第1項では市町村は、国基本計画を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされていることから、この基本計画を定めるものです。

（2）成年後見制度の種類

成年後見制度には法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度はご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。「判断能力が不十分な方」には「補助」、「判断能力が著しく不十分な方」には「保佐」、「判断能力が全くない方」には「後見」とご本人の判断能力に応じて3つの類型があります。

任意後見制度はご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が選んだ人に代わりにしてもらいたいことを公正証書によって契約で決めておく制度です。ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

（3）成年後見制度が必要となる背景

本市の障がい者数については、療育手帳所持者が平成21年度末の678人から令和元年度末には844人と1.2倍になり、精神障害者保健福祉手帳所持者では、平成21年度末の518人から令和元年度末には1,137人の2.2倍と大きく増加しています。今

後、障害福祉サービスの利用による障がい者本人の意思決定、身上保護等に伴う成年後見制度の利用増加も見込まれます。

さらに、障がい者の重度化、高齢化、親なき後を見据え、地域で障がい者が安心して生活できるよう、社会全体で支え合う共生社会実現のための体制整備が求められます。

(4) 現状と課題

当市においては、福祉課が障がい者の成年後見制度に関する相談窓口となり、制度説明や申立て支援等の相談に対応しています。

また、平成23年度からは近隣の2市5村（松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村）が松本市社会福祉協議会の設置・運営する成年後見支援センターかけはしと連携し、市村からの二次相談の対応、法人後見の受任等担っています。

令和3年度からは、2市5村と成年後見支援センターかけはしが地域連携ネットワークの中核となる機関（以下中核機関）となり、利用促進法及び国基本計画に基づく体制を整備します。

(5) 施策の方向性

① 地域連携ネットワークの構築

地域において、財産の管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにも関わらず、必要な支援を受けられていない人等の発見に努め速やかに必要な支援に結び付けることや、早期の段階（任意後見や補助類型や保佐類型といった選択も含め）から相談及び対応する体制を整備することが求められています。

また意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築を行い、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた地域連携ネットワークを構築します。

国基本計画では地域連携ネットワークは本人を後見人とともに支える「チーム」と、地域における「協議会」、地域連携ネットワークを整備し適切に協議会を運営していく「中核機関」という3つを構成要素とします。

ア 協議会の設置

後見等開始の前後を問わず、個々のケースに対するチームを支援する「協議会」を、2市5村の圏域で1箇所設置します。「協議会」では、法律・福祉等の各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議し、その時の地域課題の検討・調整・解

決などを行います。

イ 中核機関の運営

近隣の2市5村と成年後見支援センターかけはしが中核機関となり、次のaからcの機能を地域連携ネットワークと共に担います。

a 司令塔機能

権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理やコーディネート

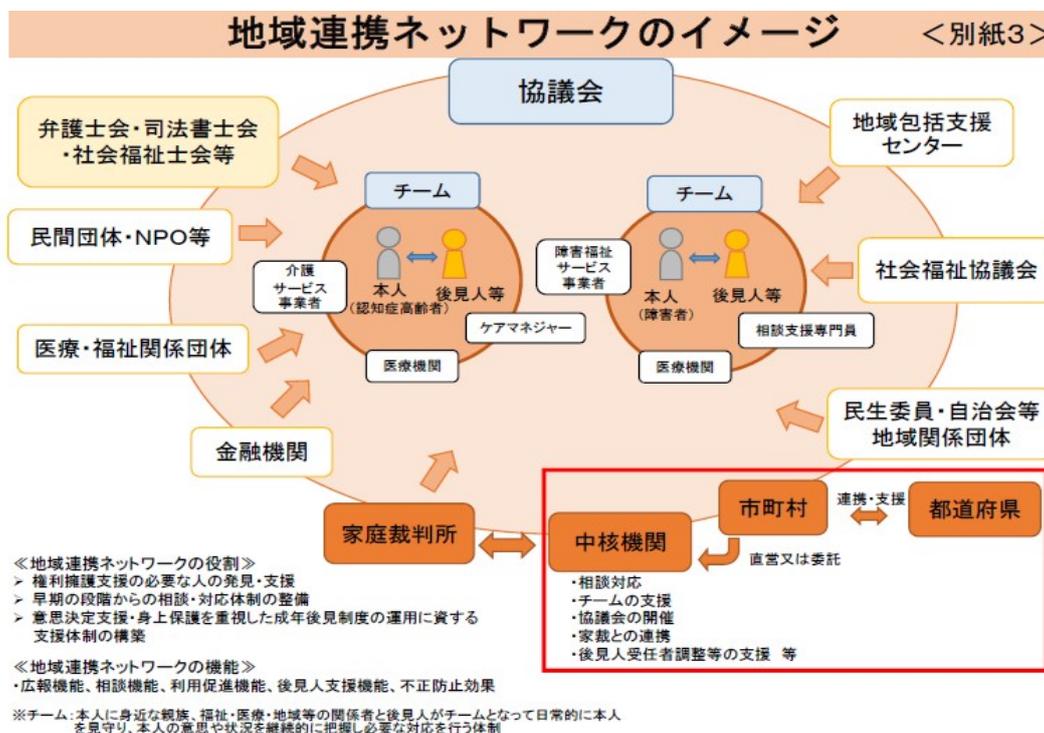
b 事務局機能

協議会の運営や地域連携ネットワーク構成機関との連絡調整等

c 進行管理機能

1	成年後見制度の広報啓発
2	相談受付、個別のチーム（身近な地域内で日常的に本人を支援するチーム）の権利擁護に関する支援の必要性や適切な支援内容の検討など、権利擁護支援の方針について検討・専門的判断
3	2の結果成年後見制度の利用が適切と判断された場合には、申立てに関わる相談や支援、適切な後見人候補者推薦のための検討、候補者選任後のチームについての検討、市民後見人の養成及び活動支援
4	後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）

【図表1 地域ネットワークのイメージ図】 出典：第1回成年後見制度促進会議参考資料



② 成年後見制度利用支援事業の実施

成年後見制度利用にあたり、親族等が後見開始の審判の申立てを行うことができない場合には、市長が申立てを行います。また、必要に応じて、申立てに要する費用の負担及び成年後見人等の報酬に対する扶助を行います。

(6) 主な取り組みの見込み

種類	基準値 (令和元年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度講演会及び相談会(回)	0	1	1	1
成年後見制度に関する出前講座(障がい分野)(回)	—	1	1	1
成年後見制度に関するケース検討会(庁内)(回)	6	6	6	6
市民後見人の養成人数(人材バンク登録者数)(人)	26	26	40	40
市民後見人フォローアップ研修(回)	3	3	3	3

※ 市民後見人の養成人数については、2市5村の住民を対象に成年後見支援センターかけはしにおいて養成された人数であり、当市単独で養成された人数ではありません。市民後見人フォローアップ研修についても同様です。

～資料編～

用語説明

	用語	説明
あ	医療的ケア児	人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。
か	基幹相談支援センター	総合的な相談業務や専門相談、地域移行・地域定着、地域の相談支援体制の強化の取組、権利擁護・虐待防止に取組む。松本圏域では令和2年4月から1か所松本市内に設置した。
	ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。機能としては、アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップ等の支援サービスが中心となる。
	権利擁護	高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その養護者や代弁者が支援すること。
	合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるもの。
さ	社会的障壁	障がい者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物や制度、慣行、考え方、その他一切のものをさす。
	就労定着支援	就労移行支援等を経て一般就労へ移行した人を対象に、就労の継続を図るために就労先や自宅等へ訪問し、就労に伴う生活面の課題に対して必要な助言や関係機関との連絡調整などを行う。

	障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律。
	障害者週間	国民の間に広く障がい福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化等の分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日から12月9日までに設定される期間。この期間を中心に国、地方公共団体、関係団体等により、様々な意識啓発に関わる取り組みが行われる。
	障害者自立支援法	障害者基本法の基本理念にのっとり、障がい者及び障がい児がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行なうことを目的とする。2013年（平成25年）4月の改正により、障害者総合支援法へ移行した。
	障害者総合相談支援センター	障がい者や家族、支援者などからの相談を専門スタッフが受けつける。松本圏域の障害者総合相談支援センターは、圏域に3か所で、うち安曇野市内に1か所「あるぷ」が設置されている。
	障害者総合支援法	障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。障害者自立支援法が改正され、2013年（平成25年）4月に施行された。
た	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている人に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。

	地域活動支援センター	通所によって、創作活動または生産活動の機会を提供、地域社会との交流の促進等を行い、働くことが困難な障がい者の日中の活動をサポートする福祉施設。
	地域生活支援事業	障がい者が、安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、地域生活において必要となる支援を行う。
	地域相談支援	地域移行支援及び地域定着支援をその内容とする。
	地域包括ケアシステム	地域で生活を続けるために、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体として提供する体制。
	特別支援教育	心身に障がいがあるため、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒のための教育。2007年（平成19年）に「特殊教育」から「特別支援教育」に改められた。
は	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいがあり、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
	訪問入浴	家庭の浴槽での入浴が困難な人に対し、家庭に簡易浴槽を持ち込み、看護師や介護職員から介助を受けながら入浴ができる。
や	要約筆記	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。

「障害」「障がい」の表記について

市では、人に対して「害」の字が使われることに不快感を持つ障害のある人の思いに配慮するとともに、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現を推進する観点から、「障害」の「害」をひらがなで表記することとした、【「障害」標記のガイドライン】を策定しています。本計画はこのガイドラインに沿った表記としています。

表記の取扱いについて

- ・ 「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記する。
- ・ 例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用いる。
 - ア 法令の名称や用語を用いる場合
 - イ 令達文（条例、規則、訓令、指令）及び公示分（告示、公告）において表記する場合 等
 - ウ 他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合